

令和 7 年度第 1 回

いわき市情報公開・個人情報保護審議会

意見聴取事項

「情報公開制度の見直し」について

1 「情報公開制度の見直し」に関する検討経過

- ・ R6. 1. 15 令和 5 年度第 3 回審議会 制度概要・現状整理、見直し事項等について
- ・ R6. 5. 29 令和 6 年度第 1 回審議会 請求権者、手数料について
- ・ R6. 8. 29 令和 6 年度第 2 回審議会 手数料について
- ・ R6. 11. 26 令和 6 年度第 3 回審議会 権利濫用の防止について
- ・ R7. 2. 12 令和 6 年度第 4 回審議会 権利濫用の防止について

2 情報公開制度見直しの必要性

(※令和 5 年度第 3 回審議会資料より再掲)

(1) 本市の施策の影響範囲

情報化の進展や経済活動の広域化等により、市政に関する情報を必要とする者は市民に限定されなくなってきており、市外の方に対しても市政に関する情報を入手する機会の保障が求められる。

(2) いわき市以和貴まちづくり基本条例に定める共創のまちづくりの推進

本市においては平成 29 年に「いわき市以和貴まちづくり基本条例」を制定し、これからの社会には、従来の「行政主導型」ではなく、市民と市がともに創り上げていく「双方向型」の公民連携を目指していくことが掲げられた。

この目的の実現にあたっては、「情報の共有」「市民参画」「連携」を基本原則としており、情報公開制度はこの基本原則を支える重要な制度の一つであるため、情報公開制度はより利便性が高く、かつ開かれた制度とする必要がある。

(3) 社会全体のデジタル化と個人情報保護法の改正

令和 5 年度より施行された改正個人情報保護法は、全ての自治体に適用され、市が保有する情報についても官民や地域の枠を超えた利活用を前提としなければならない。

3 本市の情報公開制度関係規定の確認

(1) 「いわき市情報公開条例」(資料 p. 1)

(2) 「いわき市情報公開条例施行規則」(資料 p. 6)

※補足：条例の運用上必要となる項目について定めており、開示決定の通知や実施方法などのほか、関係様式等について規定されている。

(3) 「情報公開事務の手引き」

※補足：条例の各条文に関する、趣旨や解釈等についてまとめたものであり、職員が開示請求の事務処理上の参考としている資料。内部規定となっており、公表等はされていない。総ページ数 150 頁。

4 見直し検討事項

(1) 請求権者

条例制定後の環境の変化等を踏まえた、行政情報開示に係る請求権者の範囲について。

⇒（審議会意見）請求権者について、全国的な状況に合わせ、公開性の向上を図るため、現在の「市民等」から「何人も」などとして拡大する。

(2) 手数料

行政情報開示請求に対する対価として、新たに手数料を設ける必要があるかどうかについて。

⇒（審議会意見）情報公開制度の趣旨を尊重し、市民の利用を促進することが重要であるとの観点から、手数料は現行同様に設けない

(3) 権利濫用の防止（令和 6 年度第 3 回・第 4 回審議会で検討中）

他自治体での近年の情報公開請求の状況も踏まえ、情報公開制度の趣旨に反する、権利濫用に相当するような請求も想定されることから、請求権の濫用に該当する請求の取扱いなどについて検討する。

(4) 不開示情報

条例に定める不開示情報について、個人情報保護制度と同様に情報公開制度においても法の規定に合わせた文言となるよう調整することについて検討する。

権利濫用の防止関係

5 権利濫用と判断される可能性が高い開示請求の例

(※令和 6 年度第 4 回審議会資料より再掲)

都道府県の例（以下「○」）は、総務省が作成しインターネット上から取得できる資料から抜粋したもので、各都道府県で運用基準等に整理している具体例。実際にあった事例とは異なる。

中核市の例（以下「●」）は、令和 5 年度に本市が各中核市に対して行った照会において、“権利濫用と判断した事例があった”と回答があった市の事例。

(1) 行政の停滞を目的とした請求と認められる場合

《都道府県での運用基準等における具体例》

- 開示請求するだけで閲覧しないなどの行為が繰り返される場合（群馬県、福井県、愛知県、三重県）
 - ・ 写しの交付を請求するだけで交付を受けないという行為を繰り返す場合（三重県）
 - ・ 開示請求するだけで一部しか閲覧しないという行為を繰り返す場合（愛知県、三重県）
 - ・ 開示請求に係る実費を支払わない場合（愛知県）
 - ・ 開示日時の変更等が、濫用的に繰り返される場合（三重県）
- 同種の文書を繰り返し請求する場合（愛知県、三重県）
- 「文書の内容はどうでもいい」とか「私を怒らせると開示請求する」といったような請求者の発言等から請求の目的や動機が文書開示以外にあると明らかに認められる場合（愛知県）

《中核市における実際の事例》

- 59 課に対して開示請求を行い、開示の際に 59 課全てに立会を求めるなど、請求の目的が行政文書の開示以外にあることが明らかに認められた。
- 過去に請求したことのある内容を何度も請求する。特定の職員を標的とした請求。
- 特定部署の予算に関する請求や、特定職員の起案決裁文書に関する請求を 3 ヶ月の間に 32 件行ったもの。この内 20 件について、開示の場での言動や請求内容により、権利濫用にあたると判断した。
- 開示請求を多数行っていながら、請求者が閲覧や費用支払いを行わないケースを権利濫用と判断し、新たな請求の処理を保留する対応を行った。

(2) 大量請求である場合

《都道府県での運用基準等における具体例》

- 超大量請求である場合
 - ・ 特定部局の保有するすべての行政文書に係る開示請求を行う場合（千葉県、静岡県、愛知県、三重県）
 - ・ 対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね 1 年以上の期間を必要とするような開示請求を行う場合（神奈川県、愛知県）
- 請求対象文書が実質的に特定されない大量請求である場合
 - ・ 請求内容が、形式的、外形的には一応明確ではあるものの、特定の担当者等の多種多様な公文書のすべてを求め、実質的に特定がなされていない開示請求の場合（神奈川県、三重県）

《中核市における実際の事例》

- 開示請求の対象公文書が約 17 万件となる請求があり、対象文書の範囲を絞り込むよう補正を求めたが応じなかった。

(3) 開示請求によって得た情報を不適正に使用のおそれがあると明らかに認められる場合

《都道府県での運用基準等における具体例》

- 開示によって得た情報をもとに違法又は不当な行為を行うことが明らかに認められる場合（栃木県、愛知県）
- 特定の個人を誹謗、中傷、又は威圧することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合（群馬県、三重県）
- 過去の開示請求により得た情報を不適正に使用して第三者の権利利益を不当に侵害した事実が認められる場合であって、同請求者から同種の内容の請求がなされ、不適正な使用が繰り返されると明らかに認められる場合（群馬県、静岡県）
- 開示請求により得た情報を不適正に使用し、又は使用のおそれがあると認められる場合において、実施機関が、当該情報の使用者に対して、その情報の使用の中止を要請したにもかかわらず、なお、不適正な使用を繰り返すなどした者から改めて開示請求がなされた場合（千葉県）

6 条例の改正理由・必要性の整理

令和 6 年度第 4 回審議会において、**権利濫用防止に係る内容を“条例”に規定することについて意見が一致したことから、当該改正の必要性等を改めて整理する。**

- ・ これまでの情報公開制度見直しの議論において、請求権者を「市民等」から「何人も」へ広げることとし、手数料に関しては現行同様に設けないこととする意見をいただいたところである。
- ・ こうした見直しによって、これまで以上に多様な開示の請求を受けることになると考えられ、他自治体の一部に見られるような権利濫用に相当するような請求が発生する可能性もある。
- ・ もし今後、権利濫用に相当するような請求があった場合には、その対応に多くの時間を割くことになり、他の業務が遅延し市民にも間接的に支障が生じることや、対応する職員が疲弊してしまう、などといったことが想定される。
- ・ こうしたことを踏まえ、制度の適正な運用を維持するため、いわき市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、本市における取り扱い方針（運用基準等）を整理し、条例の改正を行う。

7 条例の規定内容に関する検討

(1) 具体的規定について

- ・ 他自治体においては、「権利の濫用にあたる請求があったときは請求を拒否することができる」とする規定や、これに加えて拒否する場合の手続き等についても併せて規定する事例など、具体的に規定している例も見受けられる。
- ・ 中核市の中では、奈良市や富山市などの例があるが（※資料 p. 8）、両市では、過去に権利濫用に相当する事例が実際にあったことを受けて、当該規定を設けた経緯がある。
- ・ また、令和 5 年 9 月に本市が中核市を対象に行った調査によると、制度運用開始以降、実際に権利濫用の考え方を適用した事例は 61 市中 5 市で 5 件のみであった。
- ・ なお、具体的内容の規定については、請求する権利を制限するものと受け取られるおそれがあるため、その規定の必要性や合理性を裏付けるような事実（立法事実）が重要となるが、本市においてはこれまでに権利濫用に相当するような請求の実例は無い。

(2) 訓示的規定について

- ・ 訓示的規定と分類した事例の中でも、「権利を濫用してはならない」と明示する規定と、「適正な請求及び使用」の規定があるが、他自治体の状況を見ると、「適正な請求及び使用」の規定としている自治体が半数以上を占めている。【参考 1】
- ・ 権利濫用禁止の規定に対しては、全国オンブズマン連絡会議からは「こうした内容をわざわざ条文で規定する必要はない」「権利濫用禁止の規定の濫用のおそれ」などの批判的意見もあり、このような規定としている自治体は少ない。【参考 2】

(3) 本市の実情や他自治体の実態を踏まえた対応策（案）

- ・ 本市の情報公開条例第 4 条（適正使用）において、現行の「適正使用」の規定に加え、他自治体の状況を参考に、本市の実情と規定のバランスを考慮し、「適正な請求」の規定を追加することとしたい。

現行規定	見直し案
（適正使用） 第 4 条 行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。	（ <u>適正な請求及び使用</u> ） 第 4 条 <u>この条例の定めるところにより行政情報の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>

【参考 1】国及び都道府県・中核市の規定状況（東京都資料を参考に作成）

規定状況等		国	東京都	他道府県	中核市
①	条例(法)に規定なし (解釈運用基準等のみの場合含む)	○ (審査基準のみ)	✕	○ (12 県)	○ (20 市)
②	条例(法)に「適正な請求及び使用」に関する規定あり (解釈運用基準等の定めなしの場合、及び、解釈運用基準等を整備している場合含む)	✕	○ (ガイドライン整備)	○ (29 県)	○ (34 市)
③	条例(法)に「権利濫用」の禁止規定あり (解釈運用基準等で権利濫用の開示請求を拒否)	✕	✕	○ (5 県)	○ (8 市)

- ・ 国においては、法律に規定は設けておらず審査基準により対応している。
- ・ 都道府県においては、「適正な請求及び使用」の規定が 30 県（63%）、「権利濫用禁止」の規定が 5 県（10%）となっている。
- ・ 中核市においては、「適正な請求及び使用」の規定が 34 市（54%）、「権利濫用禁止」の規定が 8 市（12%）となっている。
- ・ 県内の状況としては、郡山市、福島市、福島県いずれも「適正な請求及び使用」の規定となっている。【参考 3】

【参考 2】全国オンブズマン連絡会議による調査結果資料より

- ・オンブズマンからは、情報公開を求める権利を否定するおそれがあるものとして、権利濫用に係る規定を設けること自体に否定的であったり、恣意的な運用のおそれなどの意見があり、全国の自治体の動向を注視している。

全国市民オンブズマン連絡会議が実施した情報公開制度に係る調査結果（2013 年）の中で、権利濫用に係る規定を設けることについて、次のような意見が示されている。

- 権利濫用に当たる場合とは、誰がみても当人の権利の行使を保護する必要はない、と見える場合でなければならないわけですから、条文でわざわざ定めなくても良い。
- 大量の請求が濫用だ、というのであれば、私たちがこれまでやってきた情報公開請求の多くが濫用と判断される危険がある。
- 濫用になる基準を条例上定めていない場合には、「濫用」の判断が（長の判断により）恣意的になされることで、情報公開を求める権利を否定するおそれがある。

【参考 3】情報公開条例にかかる県内等の状況

いわき市	（適正使用） 第 4 条 行政情報の開示を受けたものは、これによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。
郡山市	（利用者の責務） 第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、 <u>適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときはこれによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>
福島市	（利用者の責務） 第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、 <u>適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>
福島県	（適正な請求及び使用） 第四条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、 <u>適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>
東京都	（適正な請求及び使用） 第四条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、 <u>適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。</u>

8 運用基準の方向性について

- ・ 運用基準は、手引き又はガイドライン等に整理する。
- ・ 審議会の意見を踏まえて整理したものであることや、基準を見直す場合にも審議会の意見を聴くことも併せて記載する。
- ・ 市ホームページに掲載し、請求者が確認することができるようにする。
- ・ 運用に際しては、一律又は機械的に判断するものではなく、請求受付の状況や、請求内容の特定における請求者とのやり取りの状況などを踏まえ、個別に判断を行うようにする。

(※資料 p. 13 「高槻市情報公開制度の手引き（抜粋）」)

(※資料 p. 16 「開示請求における権利の濫用についてのガイドライン（東京都）」)

9 条例改正手続きにおいて想定される疑義や意見に対する考え方

疑義又は意見	回答
①権利の濫用にあたる請求とはどのようなものか？	裁判において情報公開制度における権利の濫用に関する考え方を示した判例があり、「対象文書が大量にわたったり、公開請求者の意思が必ずしも明らかでない場合等に実施機関からの度重なる協力の要請があったにもかかわらず、これに何ら応じようとしなないなど、実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的として開示請求をしていると評価できるような場合など」に権利の濫用にあたるとされています。
②市で過去にそのような請求があったのか？ また、今回このような規定を設ける必要があるのか？	本市ではこれまでに、権利の濫用にあたるかと判断した事例はありません。 しかし、他の中核市61市に調査を行った結果、5市で5件の権利濫用の適用事例があったことが判明しました。請求権者の拡大に伴い、より多様な開示請求が想定されるため、本市においても今後そうした請求が発生する可能性があるものと考えられます。 そうした請求があった場合、その対応に多くの時間を割くことになり、他の業務が遅延し市民にも間接的に支障が生じることも考えられるため、制度の適正な運用を維持するため規定を設けることとしたものです。

③権利の濫用にあたるかどうかは誰が判断するのか？	権利の濫用にあたるかどうかの判断基準は、判例や他中核市、都道府県の状況を参考に、いわき市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いたうえで、いわき市個人情報保護制度運用の手引きに整理することとしており、これを基に市（実施機関）で判断することになります。
④市にとって不都合な開示請求が拒否される可能性があるのではありませんか？	情報公開制度における開示請求は、条例に規定された不開示情報を除いて「開示しなければならない」とされており、原則開示の義務に基づき対応しています。一方で、権利の濫用は、判例の考え方に基づき、「実施機関の業務に著しい支障を生じさせることを目的とした開示請求」など、極めて特殊な状況に適用されるものと考えています。
⑤条例の目的に掲げる「市政運営の公開性の向上」に反するのではありませんか？	他自治体では、制度主旨から乖離した目的による、膨大な量の開示請求の事例もあり、そうした開示請求があった場合には、その対応に多くの時間を割くことになり、他の業務が遅延し市民にも間接的に支障が生じることも考えられるため、適正な制度運用を維持するために必要なものと考えています。

不開示情報関係

10 不開示情報について

(※令和 5 年度第 3 回審議会資料の内容を基に再整理)

(1) 概要

令和 5 年 4 月より改正個人情報保護法が施行され、地方自治体に適用されることになったことから、個人情報開示請求については個人情報保護法に基づき、行政情報開示については市情報公開条例に基づく運用となっているため、不開示情報の項目について一部整合性が図られていない。

(2) 見直しを検討する理由

行政情報開示請求における不開示情報と個人情報開示請求における不開示情報については、これまでどちらも条例により定めていたことから、整合性が図られた内容となっていた。

しかし、令和 5 年度に改正個人情報保護法が施行され、個人情報開示請求における不開示情報については個人情報保護法の定めによることとなったことから、行政情報開示請求と個人情報開示請求における不開示情報について、不開示情報の大枠は同様であるものの、条文レベルでの整合性は図られていないため、開示・不開示の判断にあたり差異が生じるおそれがある。

このことから、情報公開条例に定める不開示情報について、情報公開法に合わせた内容とし、整合性を図る。

①令和 5 年 3 月以前

	情報公開に係る不開示情報	個人情報開示に係る不開示情報
国	情報公開法	個人情報保護法
いわき市	情報公開条例	個人情報保護条例

②令和 5 年 4 月以降

	情報公開に係る不開示情報	個人情報開示に係る不開示情報
国	情報公開法	個人情報保護法
いわき市	情報公開条例	

(3) 条例改正の素案

市条例の不開示情報に係る規定（第 7 条）と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の不開示情報に係る規定（第 5 条）を比較し、次ページ以降に条例改正の素案を整理した。

《不開示情報に係る規定の整理》市条例／改正（素案）／法律

いわき市情報公開条例	条例改正（素案）	行政機関の保有する情報の公開に関する法律
第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。 ・「場合」、「とき」については、他の条項と整合性を確認のうえ改正の有無を検討する。	第7条 実施機関は、開示請求があった場合は、当該開示請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されているときを除き、当該請求者に対し、当該行政情報について開示をしなければならない。	第五条 行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。
(1) 法令の規定により開示をすることができないと認められる情報 (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。） 又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を害	(改正なし) (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。） 又は特定の個人を識別することはできないが、開示をすることにより、なお個人の権利利益を	(規定なし) 一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。） 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害

害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。	するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報	(改正なし)	イ 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報	イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報	ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
・法条文中では、『開示する』と『公にする』の両方を用いているが、第5条各号は全て『公にする』を用いている。 ・『公にする』: 世間一般に知らせる。公表したり、書物などを著述したりして世にだす。(出典:コトバンク) ・『開示する』の意味は、開示請求者に対して文書等の交付により開示を行うこと、となる。広い意味では『公にする』に含まれるが、条例中第7条②アの項では『公にする』を用いている部分もあるが、その他は『開示する』を用いており、区別して規定されていることから、『開示する』のままとする。		
ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名に係る部分	ウ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分	ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第20号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成十一年法律第3号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する独立行政法人に関する法律（平成十三年法律第百四十号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第18号）第2条第1項に規定

		する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
(規定なし)	(規定なし)	一の二 個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十七号)第六十条第三項に規定する行政機関等匿名加工情報(同条第四項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。)又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第一項に規定する保有個人情報から削除した同法第二条第一項第一号に規定する記述等若しくは同条第二項に規定する個人識別符号
(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等)をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等)をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)	二 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)
(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等)をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)	(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等)をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)	に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。

その他正当な利益を害するおそれがあるもの。 ただし、当該法人等又は当該個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害又は侵害から人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示をすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 開示をすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの	ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。 イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの ロ 行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
(規定なし) ・国の機関特有の規定であるため、条例では規定しない。	(規定なし)	三 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報 四 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報
(6) 市の機関内部又は市の機関と国等の機関との間の	(6) 市の機関内部又は市の機関と国等の機関の相互間における	五 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における

審議、検討、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5) 市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及びその他の公共団体（以下「国等」という。）の機関との間における協議、依頼等に係る事務 又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を損なうおそれがあるもの	審議、検討、協議等に関する情報であって、開示をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの (5) 市の機関と国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人が行う事務 又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、次に掲げるおそれその他市の機関の事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの 六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務 又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
(7) 監査、検査、取締り、争訟、交渉、契約、試験、人事管理その他の市の機関の事務又は事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正か	イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ ハ 調査研究に係る事務に関し、その公正か

	つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ	つ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ ニ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ ホ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ